

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

全ト協 平成 30 年 6 月 18 日

<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/rohsai/guideline2018.html>

厚生労働省労働基準局長より「交通労働災害防止のためのガイドライン」が改正された旨、通達が発出されましたので、お知らせします。

【内容】

平成 30 年 6 月 1 日に睡眠不足に起因する事故防止対策を強化するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正施行されたことを踏まえ、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正

- ①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理
- ②乗務開始前の点呼等の実施
- ③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成

◇「交通労働災害防止のためのガイドライン」の新旧対照表

「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号別添）の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置</p> <p>(1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、<u>疾病、疲労、睡眠不足</u>、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。</p> <p>また、事業者は、乗務開始前 24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>	<p>第 3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置</p> <p>(1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、<u>疾病、疲労、飲酒</u>その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。</p> <p>また、事業者は、乗務開始前 24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>